

指 名 停 止 情 報

大林道路株式会社 東京都千代田区神田猿樂町 2－8－8

上記の有資格者について、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号）別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行った。

記

1 指名停止の期間

令和 7 年 3 月 11 日 ～ 令和 7 年 4 月 10 日（1 か月）

2 指名停止の理由

大林道路株式会社において建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条第 2 号の規定に違反し、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第 28 条第 1 項本文に該当すると認められるとして、令和 6 年 12 月 20 日、関東地方整備局から監督処分（指示）を受けていることが「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号）別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当すると認められるため。